

事 務 連 絡

平成 28 年 6 月 24 日

各都道府県、指定都市、中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による仕事・子育て両立支援事業の創設について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 22 号。平成 28 年 4 月 1 日施行）の制定に伴い、仕事・子育て両立支援事業が新たに創設されました。

これを受け、仕事・子育て両立支援事業の実施に関して各自治体において特に御留意いただきたい事項を下記のとおりお示しいたします。各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知・助言や関係各団体との連携による適切な対応をお願いします。

なお、子ども・子育て支援法の改正により内閣総理大臣が策定する基本指針（以下「基本指針」という。）の記載事項に仕事・子育て両立支援事業が追加されているところ、今後、基本指針の改正を行う予定ですので、あらかじめ御承知おき下さい。

## 記

仕事・子育て両立支援事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とする施設の設置者に対する助成及び援助を行う事業である。

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 2 イからハにおいては、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を目的とする施設であって、同法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けていないものについては届出対象外施設としていたところであるが、今般、仕事・子育て両立支援事業が創設されたことに伴い、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 81 号）により、届出対象外施設となる同規則第 49 条の 2 各号に掲げる施設から仕事・子育て両立支援事業に係るものを除くこととした。

児童福祉法第 59 条の第 1 項に規定する施設（以下「認可外保育施設」という。）としての届出があった場合、都道府県知事は、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知することとなっており（同法第 59 条の 2 ）、また、都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、報告の徴収・立入り調査等、改善勧告、事業の停止・閉鎖命令を行うことができるとともに、これに際して、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる等とされている（同法第 59 条、第 59 条の 2 の 6 等）。

このため、都道府県においては、本事業の対象となる施設に対し、他の認可外保育施設と同様に、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等による適切な指導監督に遺漏なきようお願いする。なお、企業主導型保育事業に係る事業所内保育施設（以下「企業主導型保育施設」という。）については、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」（平

成 28 年 5 月 2 日府子本第 305 号、雇児発 0502 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第 2 に定める企業主導型保育助成事業の実施主体(公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。))が、助成を受けた企業等に対し指導・監査(基準の適合状況等助成要件の確認に係るものに限る。)を行うこととしていることから、都道府県が指導監督を行うに当たっては、可能な限り当該実施主体と連携を図っていただきたい。

また、仕事・子育て両立支援事業の実施に当たっては、企業主導型保育事業及び企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を行うこととしているが、特に企業主導型保育事業については、待機児童の解消に向け、平成 29 年度末までに最大 5 万人の保育の受け皿を確保することとしていること等を踏まえ、各都道府県、市町村におかれては、具体的に以下の点に留意されたい。

## 1 保護者等への情報提供

児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項各号及び児童福祉法施行規則第 49 条の 3 各号において届出事項とされている保育サービス内容及びその利用者負担額、保育士等の配置数等のほか、連携施設の有無、地域枠の設定状況など企業主導型保育施設の情報については、企業主導型保育助成事業の実施者である協会より都道府県に情報を提供することとしていることから、都道府県は、管内で実施されている利用者支援事業等において活用等が図られるよう管内市町村への当該情報の提供に努めること。

また、市町村は、利用者支援事業などにおいて、保育所等への入所を希望する保護者に対し、当該企業主導型保育施設も含めて案内するなど必要に応じて企業主導型保育事業の積極的な活用を努めること。

なお、子どもが企業主導型保育施設を利用している保護者が、保育所等への入所を希望する場合に、当該企業主導型保育施設を利用していることをもって、保育所等への入所に係る利用調整の過程において不利な取扱いをすることがないよう配慮願いたい。

## 2 都道府県等が実施する保育従事者等に対する研修

都道府県及び市町村は、各自治体において実施する保育従事者等に対する研修について、企業主導型保育施設の設置希望者や企業主導型保育施設等に周知を行い、研修への参加を促すこと。

また、協会において実施する保育従事者等に対する研修（子育て支援員研修）についても積極的に活用されたい。

「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙

「子育て支援員研修実施要綱」については、近日中に改正する予定である。

## 3 設置を希望する企業等への助言等

都道府県及び市町村は、企業主導型保育施設の設置を希望する企業等から問合せがあった場合は、協会や内閣府、厚生労働省の連絡先（別紙参照）を紹介する等の助言を行うこと。

また、本事業は、一般事業主の雇用する労働者の子どもに加えて、地域の子どもの受入も可能であり、地域の待機児童解消にも資するものであることから、必要に応じて、協会等の連絡先の紹介に止まらず、自治体において企業主導型保育事業に関する情報を集約し、地域の企業等に対して協会等の連絡先も含めて情報提供するなどの働きかけをお願いしたい。

さらに、設置を希望する企業等からの問い合わせが多数にのぼるなど、地域における設置のニーズが高いと認められる場合は、問合せがあった企業等や設置を希望する企業等の情報を収集・集約し、当該企業等からの相談に基づき共同設置を提案することなども考えられること。

なお、助言や働きかけを行う際には、企業主導型保育事業の助成申請（1次）の締切が6月30日（木）となっているが、2次募集以降も順次引き続き行っていく予定である旨併せて周知いただきたい。

#### 4 連携施設の確保に関する協力

市町村は、企業主導型保育施設が満3歳未満の児童のみを受け入れている場合など卒園後の受け皿の確保が必要な場合であって、当該企業主導型保育施設からの求めがある場合、必要な協力を行うよう努めること。

都道府県は、管内市町村に対して必要な協力・助言を行うこと。

#### 5 その他

上記のほか、今後、必要に応じて、企業主導型保育事業に関し、別途事務連絡を送付することがあること。

以上

## 平成 28 年度企業主導型保育事業の助成に係る申請について

---

平成 28 年度企業主導型保育事業の助成については、企業主導型保育助成事業の実施団体である公益財団法人児童育成協会が行います。

企業主導型保育事業の助成を希望する事業者におかれましては、別添の実施要綱、助成要領を参照の上、必要書類を公益財団法人児童育成協会(下記提出先参照)まで提出いただきますようお願いいたします。

---

### 申請手続き

申請手続きについてお尋ねの場合は、公益財団法人児童育成協会(下記問い合わせ先参照)までご連絡ください。

申請等に使用する各種様式については、公益財団法人児童育成協会のメールアドレス( [syokai@kodomon-shiro.jp](mailto:syoukai@kodomon-shiro.jp) )に「申請書希望」と送信していただければ、直ちに送信いたします。

---

### 提出先・提出期限

提出先：公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部

(〒150-0011 東京都渋谷区東 2-22-14 ロゼ氷川 6F)

提出期限(第1次分):平成 28 年 6 月 30 日(木)必着

注:第2次分の締切は8月末頃を予定。以降、概ね2か月ごとに締切を区切って募集する予定ですが、本事業は予算の範囲内で行うこととされていることから、今後変更が生じることもありえますので、ご注意ください。

---

### 問い合わせ先

助成の申請手続き等について

公益財団法人児童育成協会両立支援事業部 TEL:03-5766-3801

FAX:03-5766-3803

企業主導型保育事業全般について

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 事業第3係

TEL:03-5253-2111(内線38349)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 保育調整係

TEL:03-5253-1111(内線7962)